

工事積算基準公開要綱

(趣 旨)

第1条 旭川市が発注する公共事業についての工事積算基準に係る資料を公開し、受注者の的確な見積りによる適正な競争性を確保し、公共事業発注の健全化に資する。

(公開する資料の範囲)

第2条 旭川市が発注する工事に使用している一般的な積算基準に関する資料で、次に掲げるものとする。

- (1) 土木工事積算基準
- (2) 営繕工事積算基準
- (3) 土地改良事業等工事積算基準

(公開の方法)

第3条 公開に当たっては、次により行う。

- (1) 閲 覧

第2条に掲げる図書（以下「公表図書」という。）を総務部契約課に備え、市民及び建設業者の閲覧に供するものとする。

- (2) 閲覧時間

閲覧の時間は、本市の執務時間の始業時から終業時までとする。

- (3) 閲覧手続

ア 公表図書の閲覧を希望する者は、契約課窓口にて備えてある積算基準図書閲覧簿に所定の事項を記入し、閲覧の申込みをするものとする。

イ 閲覧の申込みを受けたときは、公表図書を渡し、閲覧場所で閲覧させるものとする。

ウ 閲覧図書の貸出し、コピーは認めない。

エ 公表図書の内容や疑問点についての質問、照会は、質問書によつてのみ受けるが、この場合、公表図書の字句の意味、言葉の定義以外の回答はしないものとする。

オ 質問者あて回答は、すべて文書をもつて行うものとする。

(雑 則)

第4条 縦覧に付した工事と公表図書との関連については、説明しないものとする。

2 閲覧以外の方法で積算基準の説明を求められた場合は、原則として行わないものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。